兵庫県社会福祉協議会阪神大震災ボランティア行事保険のご案内. - 発行:[神戸] : [兵庫県社会福祉協議会], 1995.
請求記号：震災-12-v188
※元資料が不鮮明なため、判読できない文字を●で示しています。

兵庫県社会福祉協議会 阪神大震災ボランティア行事保険のご案内 （天災危険補償）

○特徴

1. 従来のボランティア保険では補償の対象とならなかった「地震、噴火、津波」（余震を含みます） によるケガも補償します。
2. 賠償責任については、従来通り地震に起因する損害は補償されません。
3. 自宅内での事故は補償の対象となりません。
4. 補償期間は、最長1ヶ月までです。

○補償金額

傷害保険	死亡	400万円
	後遺障害	12～400万円
	入院日額	3,000円
	通院日額	2,000円
	手術保険金	3万円～12万円（1事故1回）
	付添看護日額	1,500円
賠償責任保険	対人事故	1名あたり　1億円
		1事故につき　2億円
	対物事故	1事故につき　300万円
	（対人、対物とも自己負担額は1千円です）	

○加入手続

1. 別紙「兵庫県ボランティア活動等行事用保険・加入申込書」に記入下さい。
2. 名簿は、申込書に添付してください。
3. 保険料を右記銀行口座にお振込み願います。

○保険料

日程	保険料
宿泊なし（1日のみ）	1,230円
1泊2日	1,428円
2泊3日	1,435円
3泊4日	1,442円
4泊5日	1,507円
5泊6日	1,514円
6泊7日	1,521円
7泊8日	1,633円
8泊9日	1,640円
9泊10日	1,647円
10泊11日	1,654円
11泊12日	1,661円
12泊13日	1,668円
13泊14日	1,675円
14泊15日	1,936円
15泊16日	1,943円

日程	保険料
16泊17日	1,950円
17泊18日	1,957円
18泊19日	1,964円
19泊20日	1,971円
20泊21日	1,978円
21泊22日	1,985円
22泊23日	1,992円
23泊24日	1,999円
24泊25日	2,006円
25泊26日	2,013円
26泊27日	2,020円
27泊28日	2,027円
28泊29日	2,034円
29泊30日	2,041円
30泊31日	2,048円
31泊32日	2,055円

○**保険料振込先**

さくら銀行 長田支店 上沢出張所 普通 3376040
「兵庫県社会福祉協議会　兵庫県福祉施設総合補償制度」

阪神大震災ボランティア行事保険の概要

1. 阪神大震災ボランティア行事保険とは

この保険は、今回の阪神大震災の災害救援などにあたるボランティア活動に対して、従来では対象外である「地震、噴火、津波」による傷害も補償するために新設されたものです。その内容は、ボランティア活動中に

1. ボランティアガ偶然な事故でケガをした場合の「傷害保険」※天災危険を含む
2. ボランティア主催者及びボランティアが、ボランティアや第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合の「賠償責任保険」※天災危険対象外

の2つの補償をセットしたものです。

2. 阪神大震災ボランティア行事保険補償内容

（1）傷害保険の部分

	支払限度額	対象になる事故
ボランティア本人の事故	死亡　400万円	偶然な事故によりケガをし、事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害　12万～400万円	偶然な事故によりケガをし、事故の日から180日以内にそのケガが原因で後遺傷害が生じた場合
	入院：1日につき　3,000円	偶然な事故によりケガをし、入院した場合（180日分が限度）
	手術：手術の種類に応じて定められた倍数×入院保険金日額	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内にケガの治療のために所定の手術を受けられたとき
	付添看護：1日につき　1,500円	入院保険金が支払われる場合で、医師が付添を必要と認めた期間に職業付添者を雇い入れたとき（180日分が限度）
	通院：1日につき　2,000円	偶然な事故によりケガをし、通院した場合（90日分が限度）

（注）

イ．ボランティア地域への往復途上の事故も対象となります。
ロ．この傷害保険は、健康保険、生命保険、加害者からの賠償金などとは関係なく支払われます。
ハ．入院・通院保険金の支払対象となる治療日数は、平常の生活や業務に支障のない程度に治った日までとし、ともに事故の日から180日以内のものを対象とします。（但し、通院の場合は180日
以内90日分を限度とします）
ニ．入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、通院保険金は●ねて支払われません。

（2）賠償責任保険の部分

	支払限度額	対象になる場合
対人	1人につき　1億円	第三者の身体に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
	1事故につき　2億円	1回の事故で多数の被害者が発生した場合は、2億円限度
対物	1事故につき　300万円	第三者の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

（注）

イ．対人・対物事故ともボランティア期間中の支払限度はありません。（但し、食中毒事故などの場合には対人、対物の1事故の限度額が期間中の限度額となります。）
ロ．対人・対物事故には、いずれも事故負担額（免責金額）はありません。（但し他人の財物を一時的に使用又は管理している間の事故の場合は、事故負担額は5,000円となります。）
ハ．地震、噴火、津波などの天災による事故は対象となりません。

3. 保険金が支払われない場合（主な例）

（1）傷害・賠償責任共通事項

1. ボランティア活動以外で発生した事故
2. ボランティア主催者またはボランティア本人の故意による事故
3. 戦争、暴動、労働争議による事故
4. ボランティアの自宅内での事故

（2）傷害保険に特有の事項

1. ボランティア本人の自殺行為、犯罪行為によるケガ
2. ボランティア本人の無免許運転、酒酔い運転によるケガ
3. ボランティア本人の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
4. 食中毒（サルモネラ菌による食中毒等細菌性食物中毒）

（3）賠償責任保険に特有の事項

1. 自動車（原動機付自転車を含む）、モーターボート、航空機に起因した事故
2. ボランティア本人の同居の親族に対する事故
3. 地震、噴火、津波などの天災による事故

[受付確認　あり　省略]

[申込用紙　あり　省略]

(c)1995兵庫県社会福祉協議会 (デジタル化：神戸大学附属図書館)